

交通安全かわら版!

令和4年7月
兵庫県警察本部

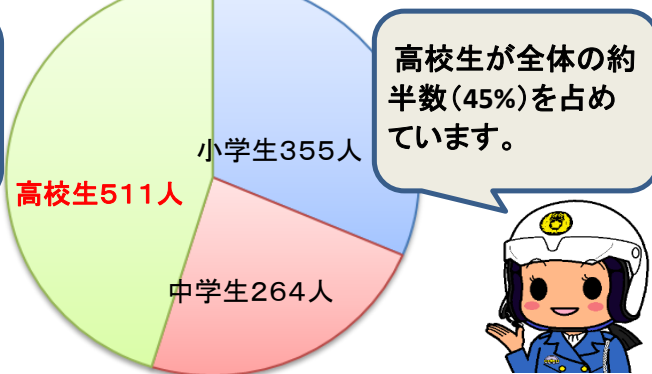
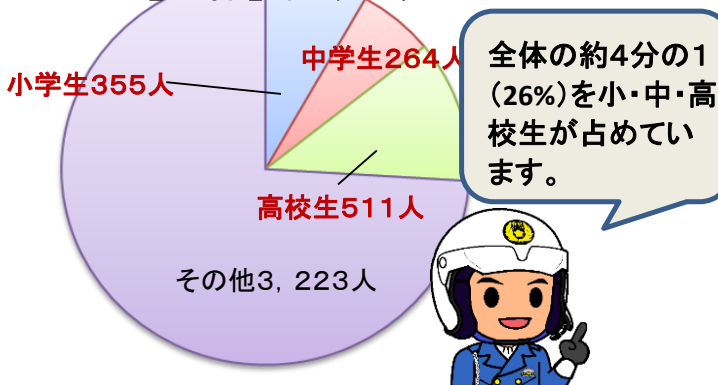
~もうすぐ夏休み! 交通ルール守って事故防止! ~



●【自転車乗用中の死傷者数(平成29年~令和3年)各7月~8月】

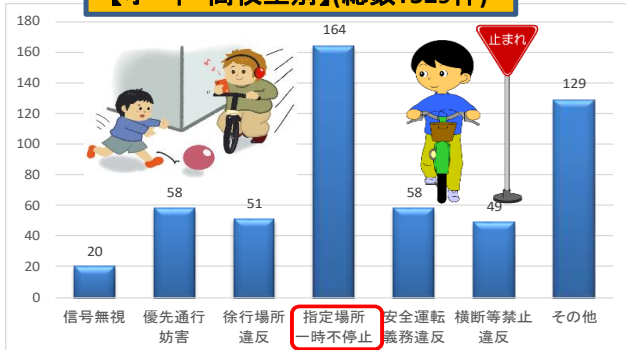
【全体】(総数:4,353人)

【小・中・高校生別】(総計:1,130人)



●【自転車事故の原因で多い交通違反(平成29年~令和3年)各7月8月】

【小・中・高校生別】(総数:529件)



一時停止の標識のある交差点では自転車も必ず『一時停止』してください。



『自転車指導啓発重点地区・路線』
を知っていますか?

兵庫県警察では、自転車の通行量、交通事故の発生状況、住民の皆さんからの要望等を踏まえ、危険な走行が懸念される場所を「自転車指導啓発重点地区路線」として選定し、交通指導取締りを行っています。

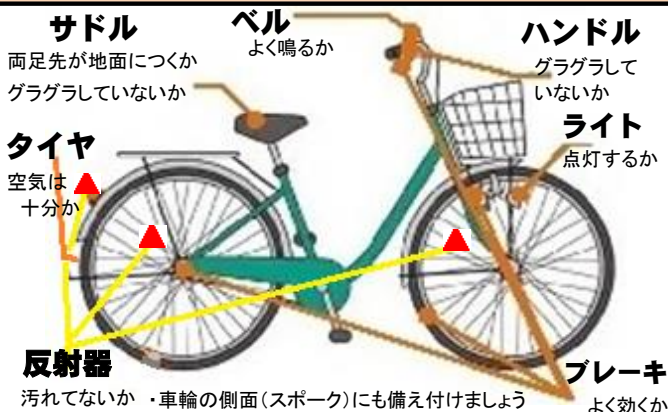


兵庫県警HP(自転車指導啓発重点地区路線のページ)
<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/bicycle/index.htm>

「自転車安全利用五則」

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
自転車は「車両」の仲間です。
- 2 車道は左側を通行**
自転車も自動車やバイクと同じ左側通行です。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
歩道を通行するときは、歩行者が優先です。
- 4 安全ルールを守る**
○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○ 夜間はライトを点灯
○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用**
安全のため、ヘルメットを着用しましょう。

「自転車の点検整備」



- 自転車を安全に利用するためには、自分自身で点検と整備をしておくことが大切です。
- 左のイラストを見て、自分の自転車を確認しましょう。
- 自転車には車体の安全性を示すマークがあります。
※自転車を選ぶ時の参考にしてください。

